

ハラスメント防止のための指針

蕨市社会福祉協議会

障害者福祉センタードリーマ松原
地域活動支援センター
障害者相談支援センター
障害者就労支援センター

令和5年7月10日制定

当事業所は、利用者に対して安定したサービスを提供するため、職場及び当事業所内、訪問先、利用者宅、電話、メール、SNS 等におけるハラスメント防止のための本指針を定める。

1 ハラスメント防止に関する基本的考え方

本指針におけるハラスメントとは、下記を言う。

(1) 職場におけるハラスメント

蕨市社会福祉協議会ハラスメント防止指針に基づく

(2) 当事業内・訪問先・利用者宅でのハラスメント

○ パワーハラスメント

- ① 身体的暴力を行うこと
- ② 違法行為を強要すること
- ③ 人格を著しく傷つける発言を繰り返し行うこと

<具体例>

- ① 強く叩いたり、身体的暴力をふるう
- ② 威圧的な態度で暴言を繰り返す(大声を出す)
- ③ 机や椅子などを叩いたり蹴ったりする
- ④ 書類を破る
- ⑤ 制度上認められていないサービスを強要する
- ⑥ サービス提供上(契約上)受けていないサービスを要求する。もしくは、過剰な相談・就労支援を要求する
- ⑦ あるいは「他のスタッフはやってくれた」など他者を引き合いに出して強要する
- ⑧ 人格を否定するような発言をする
- ⑨ 身体や性格の特徴をなじる
- ⑩ からかいや皮肉をしつこく言う
- ⑪ 差別的な発言をする

○ セクシュアルハラスメント

- ① 利益・不利益を条件にした性的接触または性的要求をすること
- ② 性的言動により、職員に不快な念を抱かせる環境を醸成すること

<具体例>

- ① 食事やデートへの執拗な誘い
- ② 性的な関係を要求する
- ③ 会社や所長へのクレームなどをちらつかせて誘いをかける
- ④ 不必要に個人的な接触をはかる(体に触れてくる)
- ⑤ 繰り返し、性的な電話をかけたり、他者に対して吹聴する
- ⑥ 胸や腰などをじっと見る
- ⑦ 性的冗談を繰り返したり、しつこく言う
- ⑧ 握手した手を離さない
- ⑨ 勃起を嗅ぐ
- ⑩ 体をぴったりくっつける
- ⑪ 猥褻な動画を流す、見るように強要する
- ⑫ 猥褻な本や動画を見えるように置く

2 ハラスメント対策

(1) 従業者

ハラスメント防止を徹底する定期的な研修を実施する。

(2) 利用者・家族

契約時等にハラスメントについて説明する。

3 ハラスメントに関する相談窓口と対応

(1) 事業所におけるハラスメントに関する相談担当者は次の者を置く。

相談担当者

障害者福祉センタードリーマ松原

地域活動支援センター 石崎 清志

障害者相談支援センター 金谷 徳英

障害者就労支援センター 金谷 徳英

相談担当者は、公平に相談者だけなく行為者についてもプライバシーを守り対応する。

(2) 従業者は、利用者・家族からハラスメントを受けた場合、相談担当者に報告・相談する。

相談担当者と所長は、必要な対応を行う。

(3) 相談担当者と所長は、被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で訪問対応させない等)を行う。

(4) 相談担当者と所長は、相談や報告のあった事例について問題点を整理し、被害防止のため、状況に応じた取組を行う。

4 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示する。